

共有物の管理 宅建 H19-04-2 《#513》

【問】 正誤をつけよ。

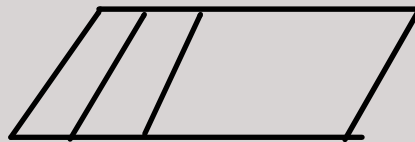
A、B及びCが、持分を各 3 分の 1 とする甲土地を共有している。A、B及びCが甲土地について、Eと賃貸借契約を締結している場合、AとBが合意すれば、Cの合意はなくとも、賃貸借契約を解除することができる。

【答え】 正しい

《ポイント》 共有物の管理

共有物の管理に関する事項は、前条(「共有物の変更」)の場合を除き、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。(民法 252 条本文)

⇒ 共有物を目的とする賃貸借契約を締結すること、共有物を目的とする賃貸借契約を解除することは、「共有物の管理に関する事項」にあたる

A
 $\frac{1}{5}$ B
 $\frac{1}{5}$ C
 $\frac{3}{5}$

持分の過半数

 $\frac{1}{4}$ $\frac{1}{4}$ $\frac{2}{4}$

X